

鮮食料品が入荷、その年間取扱いは、昭和六十年度の実績で四七四億円に達している。市内のみならず、徳島県内の流通の拠点となっており、県内に流通する生鮮食品の約八割がこの市場で扱われている。

フェリーボートの就航

昭和四十年代に入り、モーターリゼーションの急速な進展にもなつて車を直接乗船させることのできるフェリーボートの就航が相次いだ。県下では、昭和二十九（一九五四）年に鳴門・福良間に国道フェリーとして日本道路公団フェリーが就航して以来、南海フェリー（同三十九年、小松島と歌山）、淡路フェリー（同四十年）、徳島フェリー（同四十年、徳島と深日）、徳島阪神フェリー（同四十六年、徳島と神戸・大阪）、オーシャン東九フェリー（同四十七年、徳島と東京、五十一年に徳島と小倉）、小松島フェリー（同四十九年、小松島と大阪）等が就航した。また、水中翼船、ホーパークラフト、高速船なども就航、徳島港の中心は、それまでの中洲から南沖洲や南末広、津田など新町川下流の港湾へと移行した。ところで、このフェリーボートは、トラックによる本土直通と長距離輸送を可能としたため、貨物船や機帆船から貨物輸送の主役を奪いつつていった。昭和四十年に徳島港へ入港した貨客船、帆船とフェリーの移出入貨物を比較すると前者が三八五万ト、後者は八二万トであったものが、昭和五十五年には各々一五万ト、一二九万トとフェリーの利用は順調に伸張し、地位が逆転するに至っている。しかし昭和六十年の大鳴門橋開通によってフェリーは減便をよぎなくされ打撃を受けた。さらにまた明石海峡大橋の完成後再び大きな変化がおとずれることが予想されている。

津波の石碑

嘉永七（一八五四）年十一月四日の午前九時頃、遠州灘を震源とする大地震（マグニチュード八・四）が起こった。さらに三二時間後、五日の午後四時頃、同規模の地震が紀州沖に発生した。二つの地震は津波とあいまって房総から九州東海岸にかけて、各地に多大なる被害をもたらした。

この地震は、同年十一月二十七日に安政と改元されたので、安政の東海地震、南海地震と呼ばれた。

阿波でも、県東南海岸一帯で地震とそれに供う津波によって、家屋の倒壊・流失また死者も多く、被害は甚大であったと伝えられている。そのため、これらの地域には点々と地震・津波の記念碑が建てられている。

沖洲の蛭子神社にある百度石もこの内の一つで、文久元年に建てられたこの碑は、高さ一丈少々、角柱（砂岩）で、地震・津波に対する教訓が刻まれている。当初は三面にこの銘文が見られたが、風化が進み現在は一面にかろうじてその跡をうかがうのみとなっている。

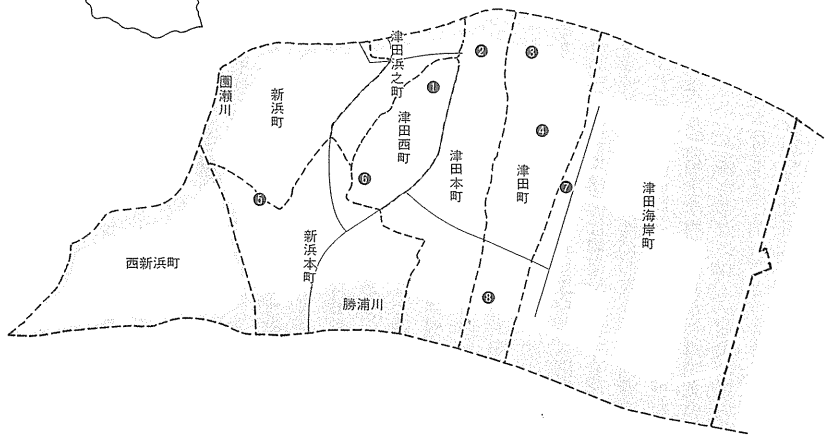
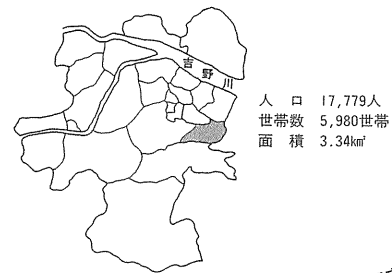
銘文は、地震の後は津波が来るので船に乗ってはならないとか、こたつやかまどから火が出やすいので気を付けるようにとかいった内容で、百年もたつとこのような地震や津波があるので、この百度石を建てたと結んでいる。

碑文解説

嘉永七寅年十一月五日、大いに地震い、人々うろたへ木竹の根からみし中へかけ込み、津波来ると騒ぐ声におどろき、舟に乗りしはおし流され危きを助かり、また舟覆りて命を失うもあり、必ず舟に乗るべからず。家潰え、こたつかまどより火起り、家蔵多く焼けぬ。かかる折は心を静め火の元を心をつける事肝要なり。ももとせ経ぬるほどには、かやうの地震ありと聞く故、このたび氏神の右前にも（百）度石を建てる序にこのよし誌待りぬ。住友厚文 石工川崎屋 文久元年辛酉年九月吉日

津田

- ① 八幡神社・津田城跡
- ② 津田港
- ③ 津田川口番所跡
- ④ 津田御合場所
- ⑤ 新浜塩田跡
- ⑥ 津田六右衛門狸祠
- ⑦ 津田海水浴場跡
- ⑧ 与茂田港



津田を象徴するものといえば、ほとんどの人が津田山と漁師町という。その津田山は、標高が七七・八丈、藩政時代からの石材の切り出しで浜之町側の片山を失い昭和の初めに産業道路、いまの国道をつけたときに岩の鼻を削り、近年の宅地造成で南の地切山もなくなったが、その自然は今でも地区住民の心のよりどころとして生きている。

このように津田地区は津田山に寄り添うようにして発達した漁師町で、幕末期から明治の中頃にかけて、阿波藍の盛んな頃には、津田の港も、特産の阿波藍や塩の積み出し港として繁栄した。

そのため港の周辺には、船宿や料理茶屋もできて賑わった。遊芸が盛んな土地柄はこうしたことによるものである。津田浦で生れ育って、十六歳で上坂し、大成して越前大掾を受領し浄瑠璃の名人五世竹本染太夫こと阿波屋熊次郎も漁師町津田が生んだ芸人の一人である。

往古の津田島は名東郡八万郷の属地であり、富田庄の別納として奈良の春日神社の荘園でもあった。

三好実休が阿波を統轄した中世には日奉氏の桑村隼人亮が今の八幡神社の地に津田城を築いて支配したと伝えられている。

天正十三年に阿波に入国した蜂須賀家政は、この島に津田・新浜の二浦を置き、御蔵地として御山下二十一カ村に組み入れた。

その後、寛永年間には西側の海水面に一四畝の塩田を開き、文久年間には東側海岸五〇畝を拓いて新田とするなど次第と土地を広げた。

明治九年の記録によれば、当時の津田浦は、戸数七六一戸、うち農家が三〇戸、漁業が二〇〇戸、人口三四八〇人で新浜浦は、戸数一四六戸、うち農家が一五戸、船乗りが六五戸、人口が六九七人となっている。

近年になって、八万町下大野を西新浜町として編入し、また地引網漁場、海水浴場として賑わった海岸を埋め立てて、一大木工団地として造成するなど、津田地区の開発は目立って進み、町の顔も大きく変わってきた。

蔭地遺跡

た。仿製四獸鏡と変形神獸鏡が各一面出土した。石棺は現在丈六寺宝物館前に復元展示されている。

大正二(一九一三)年、八多町のお庵という民家が石垣を改築した時に、表土下約六〇センチのところから、一斗余の大型の嬰裝文銅鐸が出土したと伝えられる。また東へ二〇〇メートルほどからも銅鐸の破片が出土したという。いずれの銅鐸も内容等は不明である。

古代の繁栄

古代の律令制度の下では、現在の多家良地区は勝浦郡に属していた。当時、郡には郡衙と呼ばれる役所が設置され、地元有力者が郡司に任命されて、政治にあたった。『続日本紀』宝龜四(七七三)年五月七日の記事によると、当時、勝浦郡の郡司に「長費氏」が任じられていた。長費氏はもともと長直一氏で、大化の改新前の「長国」の国造として、当地方一帯を支配していた豪族の子孫であった。

勝浦郡衙の所在地は現在のところ良くわかっていないが、波野町から丈六町の地域では、役人が使用した大理石製の革帯の装飾品(石帯という)が二個発見されているほか、古墳時代から奈良時代頃の土器である須恵器片がよく採集される。こうした資料などから、この地域は勝浦郡の郡衙が置かれた場所である可能性が高く、今後の発掘調査の成果が期待されている。

郡の下には郷が置かれていた。多家良地区には託羅郷と篠原郷があったと考えられている。託羅郷は現在の多家良町・波野町・八多町などの地域篠原郷は、丈六町に篠原の字名が残ることから、丈六町から勝占町・方上

がある。現在のような伽藍が整えられたのは、室町時代末期の阿波国守護細川成之が当寺を再興してから後のことである。

細川成之は阿波・讃岐両国の守護大名として大きな力を持っていただけでなく、將軍の補佐役である幕府の管領を授け、応仁の乱には、細川勝元方の東軍の武將として活躍した。勝元没後は、成之が細川一族の中心人物であり、幕府の政治にも大きな影響力を持っていた。また成之は当時の東山文化に通じた文化人としても名高く、和歌・連歌のほか絵画・芸能などを好んだ。

当時、細川氏は勝浦荘・篠原荘を事実的に支配下に置いていたため、この地域との関係が深かった。成之の養父である持常は現在の小松島市中田町に桂林寺を創建したが、成之が深く帰依した丈六寺の聖観音座像に接したのも、この桂林寺に滞在した時のことと思われる。禪宗に帰依し、入道道空と名のつた成之は、晩年、この聖観音座像を本尊として丈六寺を再興し、開山として、当時、桂林寺にいた金剛用兼を招いた。

丈六寺の寺名は、本尊の聖観音座像が丈六仏であることに由来する。この丈六仏は県内屈指の文化財で、現在、国の指定を受ける。最近、この丈六仏が、平氏の有力な家人であり、平安時代末期の阿波国で最大の勢力を築いていた田口成良が建立した浄土堂に安置されていた一〇体の丈六仏のうちの一体であるとする説も提出されている。

中世を通じて細川氏に厚く保護された丈六寺は、近世に入っても、歴代藩主蜂須賀氏によって保護された。現在、国指定重要文化財となっている観音堂・本堂などは蜂須賀氏が建立したものである。

現在、当寺には多数の文化財が所蔵されている。すでに取り上げたもの以外でも県内最古の建造物である三門・細川成之画像が国指定、経蔵・書院・徳雲院が県指定の文化財となっている。これらの文化財を展示公開するため境内の一角に宝物館が建てられている。

町などの勝占地区の地域にも広がっていたと考えられている。

このうち、託羅郷の名前が、明治二十二年の町村制施行の時に、勝浦部本庄村・波野村・八多村・宮井村・飯谷村の各村を合わせて成立した新村名として採用され多家良村となった。その後、徳島市との合併の時に、旧の宮井村の地域を多家良町と改めて現在に至っている。

式内社

平安時代に編集された「延喜式」の中の「神名帳」には、当時、崇敬が厚かった神社がたくさん見えている。阿波国全体では約五〇座が記されているが、このうち勝浦郡には八社があった。この「神名帳」に載せられている神社は「延喜式内社」あるいは単に「式内社」と呼ばれて、特に重視される。

しかし、かつては崇敬を集めた神社も、長年月の間に忘れられてしまうことも少なくない。勝浦郡内では勝占神社のみが「神名帳」に記される神名を伝えるだけで、他の七社の社名は伝わっていない。

このように社名が伝わっていないだけに「式内社」などの神社に比定するかをめぐって様々な説が出されている。このうち多家良地区に関係するものとして、多家良町の金谷神社を山方比古神社、八多町の雨の宮を速雨神社、同じく八多町の森時神社を宇母理比古神社にあてる説が見られる。

この式内社は古代の集落と密接な関係を持つ神社であるから、多家良地区内に三社が存在したとなると、古代の当地区はかなり早くから開発が進み、集落が形成されたと考えられることができる。

丈六寺

丈六町丈領にある瑞麟山慈雲院丈六寺は奈良時代に創建されたとの寺伝

如意輪寺

中津峰山の中腹に、「火除けの観音さん」として信仰を集める如意輪観音像を本尊とする真言宗如意輪寺がある。開基は不明であるが、如意輪観音にまつわる寺伝がある。戦国時代の永正年間、京都へ仏像を修理に出してそのままにしておいたところ、小松島浦(小松島市)の船頭助石が摂津国尼ヶ崎(兵庫県)を船出しようとして一人の僧が便乗を頼んだ。船が小松島浦に着くと、その僧が観音像になっており、助石の手によって中田村(小松島市)豊林寺に安置された。それを藩主蜂須賀家政が靈夢に感じて、如意輪寺に移したのが現在の観音像であるというのである。観音像は、高さ一〇二センチの寄木造りで、鎌倉末期の作とされており、国の重要文化財に指定されている。

なお、中津峰山は標高七七・九メートルの山であるが、日峰山(小松島市)・津峰山(阿南市)とならんで「阿波三峰」の一つとされている。

卯の七夕水

全国的な規模の天保の飢饉(一八三二〜三九年)で大被害をうけた阿波に追い討ちをかけるようにやってきたのが大洪水である。天保十四(一八四三)年七月一日以来の大雨によって、七日には吉野川をはじめ各河川が氾濫した。これを卯の七夕水という。とりわけ、勝浦川流域の被害は大きかったようである。宮井村庄屋平岡邦平が残した記録によると、農家五四軒が流失し、地高四三〇〇石が被害を受け、その内一四五〇石は土砂におおいつくされたり、川成地になっているとある。

それほどではなくても江戸時代の元文六（一七四一）年に、井戸の修復をしたとき、井戸底から正和（一三二二）一三二七から明徳（一三九〇）一三九四）期までの年号のある板碑が二四〇五本分も出たという記録から相当の古さであることが窺われる。

こうした事例から考えても、葺珠院のサザイ泉は規模や様式、立地条件等が酷似しているため、今後の調査次第では、久米氏城跡の古井戸遺構などといった考証が期待されそう、珍しい古井戸である。

西の阿呆水

嘉永二（一八四九）年七月八日から強風をともなって降りはじめた大雨は一日まで続いた。このため吉野川・鮎喰川など主要な河川はいたる所で決壊し、大洪水となった。鮎喰川では一三カ所の堤防が決壊した。この大洪水を、この年が酉年であったために「酉の阿呆水」と呼んでいる。吉野川沿岸の祖母ヶ島・小塚・佐野塚・東西黒田・芝原などの北井上地区の村々をはじめ、南井上地区や濁流が流れこんだ城下町などの受けた被害は大きかった。こうした大洪水は、江戸時代を通じてたびたびあった。その代表的なものが、西の阿呆水であり、天保十四（一八四三）年七月の「卯の七夕水」（多良良地区参照）、慶応二（一八六六）年八月の「寅の鉄砲水」である。寅の鉄砲水では、高一二万八六〇石、死者二一四〇人の被害があり、吉野川下流の村々は一丈（約三メートル）以上の浸水をうけた。

第十堰と浄水場

かつて吉野川は、名西郡第十村（現石井町藍畑第十）から北へ流れ、戸川口（鳴門市粟津口）と今切川口（松茂町と川内町間の長原口）へ流れており、現在の吉野川は本流ではなかった。寛文十二（一六七二）年、

吉野川流域一帯では、ひろく藍が栽培され、藩の財政をうるおしていたが農民は毎年のように洪水に苦しみ続けていた。流域の農民達は、自分達の土地を守るために、土をかきよせただけの簡単な堤をつくってはいが、ごく一部の地域に限られ、しかもきわめてもろいものだったため洪水の被害は膨大なものであった。また、明治に入り、少しずつ連続堤が築かれたりもしたが、ほとんど原始的なものにとどまっていた。そこで明治十七（一八八四）年、内務省は、オランダ人技師ヨハネス・デレーケに吉野川の治水調査を命じ、翌十八年から国直轄の改修工事に着手した。この改修は、舟運の便をはかるため流路を固定する低水路工事を中心としたもので、総工費七十一万円、一〇カ年をかけ、第十から河口までの川筋工事をおこなう計画であった。しかし、明治二十一年の洪水により西覚円村など数カ村で堤防が決壊、地元民は改修工事による水害であると工事中止を要求し、このため着工後わずか四年後の同二十二年に工事を見るべき改修も行われな

いまま中止されたのである。

明治二十九年に河川法、翌年砂防法が制定され、さらに藍作が斜陽化しはじけると、吉野川の中、上流域に洪水対策が考えられはじめた。そこで、明治四十年に洪水防止に重点をおいた第一期改修工事が着手された。同工事は一五年計画で、阿波郡岩津から河口に至る約四〇歳の区間について堤防新築がすすめられていった。この改修工事によって、善入寺島五〇〇戸余りが立退き、無人島となり遊水地化された。また、第十下流の吉野川本流（旧吉野川）は蛇行が著しく、勾配も緩やかなため土砂が堆積しやすく、洪水を通すには不適當であったため、河道が海に直線状に通じた別宮川を改修、新たに本流とした。大正二年佐野塚では改修工事のため一〇〇戸余りが移転、そこに天幅二・三メートル、堤高一〇メートルの堤防が完成、流域の住民は洪水の苦しみから解放されるに至った。なお、この第一期の改修工事は昭

当時の藩主、蜂須賀綱通が、徳島城の防備と舟運の便をはかるため、第十と姥ヶ島（現上板町高志）との間に幅六間（約一十メートル）あまりの掘抜水道を開いた。新堀より下は土地が低いため、吉野川の川水は新水路に流れこみ、新川はどんどん広くなり、旧吉野川は水勢が衰え、さらに海から潮がのぼって、沿岸流域のかんがいに大きな打撃を与えることとなった。そのため、寛延三（一七五〇）年に、川筋四カ村の農民達は藩主宗鎮に新川せき止め工事を嘆願した。これに対し藩は現地を調査、宝暦三（一七五三）年、幅七・二間、長さ二二〇間（約四〇〇メートル）の第十堰を完成させた。これによって旧吉野川へ水流が確保され、潮のぼりがおさえられ、川内や松茂など二二〇町歩の水田かんがいがなされるようになった。しかし、新川（別宮川、現在の吉野川）は、その後も河道の成長が続いたためこれに代って堰の補強改築を繰り返すこととなった。明治十年代に数度カ村が井組をつくって共同で負担をすることとなった。明治十年代に数度にわたり堰の延長増築がおこなわれ、上流側（長さ約九〇〇メートル）と下流側（長さ約七八〇メートル）の二段の固定堰という現在の堰の原形ができた。河道は、明治四十年に始まった第一期の吉野川改修工事によって第十堰下流の兩岸に堤防が築かれ、やっと固定している。

ところで、新町・内町・富田浦など市中心部は井戸水の水質が悪く、市民は毎日眉山山麓の井戸へ水汲みや洗たくにいくか、水売り商人にたよっていたため、上水道の整備は、明治期の市政の重要課題となっていた。そのため、大正十三年名西郡藍畑村第十の第十堰の上流約七〇〇町の南岸に、吉野川の伏流水を取水する目的で第十浄水場が建設されることになった。大正十五年九月一日に完成し通水が始まると、吉野川の清らかな水が市内各戸に給水され、市民は喜びの声をあげた。その後、地域の拡大にともない給水戸数が増加、三次にわたる拡張工事がなされた。ここから三系統の送水管で、佐古配水場、西の丸配水場および法花谷配水場へ送水され、各家庭へ給水されている。

和二年に完成している。

耕地開発と酪農

本地区の農業は、昭和初めの不況によって養蚕が打撃をうけると、米をはじめ酪農や花卉栽培、ホウレンソウやキュウリ、ナス、トマトといった野菜園芸に力が入られ、農業経営の多角化がすすんだ。

昭和十年には、食糧増産のかけ声をうけて、北井上耕地整理組合が設立され、飯尾川から延長四歳に及ぶ用水路を完成させ、北井上村の東く南部にわたる五〇町歩の水田が造成された。さらに、同十六年に北井上西部耕地組合が成立、飯尾川の水を七〇馬力のモーターで揚水する用水路を完成させるなどして、同村全耕地の四割にあたる一五〇町歩（一五〇ヘクタール）を水田にかえた。

酪農は、昭和七（一九三二）年に県下で初めて北井上酪農販売利用組合がつくられたのを契機に、この地域に急速に普及をみた。同組合は共同搾乳所をもち、農家の乳牛を毎日朝夕に搾乳した。また、乳牛約五〇頭の委託飼育をおこなった。ここで搾られた牛乳は大坂などへも出荷されたが、夏期には直売所を設けて、地元消費者に直売した。昭和十一年、名西郡高原村（現石井町高原）に共同練乳徳島工場（のち森永乳業）ができると、同工場へ出荷された。昭和十二年の酪農戸数九〇戸、乳牛二二〇頭、同二十三年には三二〇頭で県下一の酪農地であった。

獅子舞

佐野塚に伝わっている獅子舞は、宝暦年間（一七五一〜一七六二）第十堰完成の折、獅子舞の競演があり、その時出演をして好評を博したといわれている。一時途絶えていた時期もあったが、昭和五十年代の中頃に復活